

受付 番号	種 目 番 号 —	連絡先	委託担当	
			健康安全課	担当者名 <small>ふりやま</small> 大谷 <small>おおたに</small> 電 話 6 7 1 - 2 4 4 5

設 計 書

1 件 名 令和5年度 感染症検体等搬送業務委託（カーゴ便：4月～6月）

2 履 行 場 所 別紙仕様書のとおり

3 履 行 期 間 期間 令和5年4月1日 から 令和5年6月30日 まで
又 は 期 限 期限 令和 年 月 日 まで

4 契 約 区 分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 別添仕様書及び資料記載のとおり

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 業 務 概 要 カーゴ便での検体等の搬送業務

8 部 分 払

■ する (3回以内)

□ しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	予 定 月	数 量	単 位	単 価	金 額
1台/半日あたりの 車両確保料※ ₁	令和5年4月 ～ 令和5年6月	(140)	件		
検体搬送業務 (1台/半日搬送)※ ₂		(112)	件		
経費(高速道路及び、駐 車場の使用料)		3	月	(150,000)	(450,000)

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委託代金額	¥	(_____	.-)
内 訳 業 務 価 格	¥	_____	(_____
消費税及び地方消費税相当額	¥	_____	(_____

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
1台/半日あたりの 車両確保料※ ₁		(140)	件			※ ₁ 搬送の有無にかかわ らず、車両確保として一 律支払う料金。
検体搬送業務 (1台/半日搬送)※ ₂		(112)	件			※ ₂ 搬送依頼がある場 合、「車両確保料」に加 えて支払う料金。
経費(高速道路及び、駐 車場の使用料)		3	月	(150,000)	(450,000)	実績に応じた金額を支払 う。
計						
消費税相当額						
合 計						

仕 様 書

1 委託業務名

令和5年度 感染症検体等搬送業務委託（カーゴ便：4月～6月）

2 業務内容

(1) 概要

感染症に関する検体及び関連する物品等について、委託者の要請に基づき、市内の医療機関、横浜市衛生研究所、横浜市健康福祉局健康安全課等の間を搬送する。

(2) 検体搬送について

自動車等の車両による搬送とする。搬送にあたっては、原則として、搬送車両1台（半日）の1件につき3か所以内の医療機関を担当することとする。

なお、搬送のコースについては、受託事業者が決定することとする。

- ① 要請確認後、クーラーボックス、保冷剤を持ち、医療機関へ向かう。
- ② 医療機関到着後、受託者である名札を提示し、検体搬送箱を受け取る。（必要に応じ医療機関名の記載された委託者が用意したシールを容器に貼付する。）
- ③ クーラーボックスに保冷剤とともに検体搬送箱を収納し、封筒に封入された「検査依頼書」を受け取り、衛生研究所へ向かう。
- ④ 搬送中は、衝撃等が無いよう取扱いに注意する。また、検査依頼書等に記載された患者氏名等の個人情報外部から見えないよう厳重に管理する。
- ⑤ 衛生研究所到着後、検体搬送箱及び検査依頼書を職員に引き渡す。
あわせて、検体搬送日時、医療機関名、検体数、受託業者名が記載された用紙を作成し、提出する。
- ⑥ 必要に応じて適宜、横浜市に報告を行う。

《詳細条件（検体の搬送）》

- 1 1日につき、午前便及び午後便で、1台ずつカーゴ便を手配できるよう車両を確保すること。（参考：別添1）
- 2 平日の午前便及び午後便、土曜・祝日の午前便の手配を行う。
- 3 搬送前に委託者と受託者と調整し、午前便については11時半までに、午後便については16時半までに、横浜市衛生研究所に搬送すること。
- 4 クーラーボックス及び保冷剤については、受託者で用意をすること。

《検体搬送容器について》

1検体につき、1個の容器（別添2：バイオメーラー）を使用することとし、他の容器等による搬送は行わない。

容器サイズ：約13.5cm（縦）×26.5cm（横）×3.5cm（高さ）

(3) 関連する物品の搬送について

委託者の依頼に応じて、バイオメーラーや培地等、関連機関間の搬送を行う。

3 委託期間

令和5年4月1日から令和5年6月30日まで

4 搬入時間及び搬送検体の有無の確認

横浜市衛生研究所に別に定められた時間までに搬入する。ただし、緊急等の場合については、この限りでない。

なお、搬送検体の要請は、搬入時間に間に合う時間に行うこととする。

5 搬送に関する経費

(1) 搬送業務委託料については、概算契約とする。なお、経費（高速道路及び駐車場の使用料）については、実績払いとすることとし、経費の執行にあたっては、事前に連絡の上、委託者に了承を得ること。

(2) 搬送にあたり、高速道路及び駐車場を使用した場合は、その領収書を請求書に添付することとする。

(3) 搬送にあたり、履行した業務については、請求書及び運賃請求票に明記することとする。

(4) 医療機関に対する連絡、横浜市に対する報告及び搬送に関する物品の管理に係る経費は受託者の負担とする。

(5) 経費の支払いは、1か月間の実績をもって支払うこととする。

6 積荷の破損や検体の漏えい等の事故発生時の対応

検体等を運搬する者は、積荷の破損や検体の漏えい等の事故が発生した場合には、直ちに委託者に連絡し、その指示に従うものとする。また、感染症まん延防止のため必要があると判断された際には、検体等を運搬する者は、委託者の指示のもと必要な消毒作業を行う。

前述の消毒に必要な薬剤等（アルコール（濃度70パーセント以上95パーセント以下のエタノール）又はこれと同等以上の効果を有する薬剤等）は受託者が準備し、検体等を運搬する車両に搭載する。

7 その他

上記以外の対応については、横浜市健康福祉局健康安全課と受託事業者とで協議することとする。

<カーゴ便の件数について>

●半日あたり 1 台を 1 件とする。

●平日は、半日あたり 1 台の確保とし、1 日 2 件とする。

●土曜日・祝日は、午前便のみ。(日曜日は無し。)

カーゴ便件数の内訳

	業 務 内 容	台数	午前便の件数 (日曜日以外。)	午後便の件数 (土日・祝日以外。)	数量(概算)	単位
	4月 検体等搬送業務委託	1	25	20	(45)	件
	5月 検体等搬送業務委託	1	27	20	(47)	件
	6月 検体等搬送業務委託	1	26	22	(48)	件
	合 計				(140)	件

